

陳 情 第 74 号	令 8. 6. 24 受 理
(件 名) 内部公益通報制度における利益相反事案に関する調査及び制度の是正について	
(陳情の要旨) 本陳情は、鹿児島市内部公益通報に関する要綱に基づき、市長自身が利益相反関係にあるにもかかわらず、自ら通報内容の適否を判断し「違法性なし」と確定した事案について、内部公益通報制度の公正性・中立性が著しく損なわれていることから、議会による調査及び内部公益通報制度の是正に向けた措置を求めるものである。 内部公益通報制度は、市政の透明性、公正性や説明責任を確保するための重要な制度であるが、本件のような不適切な運用が放置されれば、内部公益通報制度そのものへの信頼が失われ、市民の行政への信頼も大きく損なわれる。 ついては、鹿児島市議会におかれては、本件に係る適切な調査等の実施と内部公益通報制度の是正措置を講じるよう市に要請することを強く求め、下記事項について陳情する。 記 1. 本件利益相反事案について事実関係を調査すること。 2. 本件に係る市長による判断過程の妥当性及び手続の適正性について検証すること。 3. 内部公益通報制度における利益相反排除の仕組みを整備するよう、市に対して是正措置を講じるよう求めること。 4. 必要に応じて、第三者委員会の設置や内部公益通報制度の改正を市に求めること。 (陳情の理由) 1. 利益相反関係を無視した判断は内部公益通報制度の趣旨に反する 内部公益通報制度は、通報者の保護と公正な調査を確保するため、利害関係者が判断に関与しないことを前提としているが、本件では、市長自身が通報対象行為について利害関係を有する立場にありながら、自ら「違法性なし」と判断したものであり、制度の根幹を揺るがす重大な問題	

である。

2. 公正手続の欠如及び裁量権の逸脱・濫用の疑いがある

利益相反状態にある者が判断主体となることは、行政法上の公正手続に反し、地方自治法第138条の2の2に定める「誠実に管理し及び執行する義務」に抵触する可能性が高い。また、自らの責任を回避するために判断したと評価されれば、裁量権の逸脱・濫用に該当するおそれがある。

3. 第三者委員会を設置し、調査すべき事案であったにもかかわらず未実施である

利益相反が存在する場合、一般に自治体は弁護士・元裁判官等で構成される第三者委員会を設置し、公正な調査を行うことが求められるが、本件ではこうした措置が講じられず、内部公益通報制度の信頼性が著しく損なわれている。

4. 市民の信頼を損なう重大な統治上の問題がある

内部公益通報制度は、市政の透明性と公正性を確保するための重要な仕組みであるが、本件のような不適切な運用は、市民の行政への信頼を大きく損なうものであり、議会による監視機能の発揮が不可欠である。